

今回會社の都合に依り解雇したるものは入場を禁ず

大正十年七月二十四日

株式會社 川崎造船所

同時に職工一同に對し左の如き就業勸告の通知書を二十三日附を以て發送せり。

明後二十五日より會社は平常通り工場を開く筈にて、現在の社則を守り誠實に就業の意志ある向は其旨各自明二十四日までに出申づる様通知し置きたるに、今朝來續々返事到着、此模様にては休業明けの二十五日より各自揃つて業に復すること、豫期せざるも只今迄に到着せし書面の中には「自分は勿論就業したきも他人の爲に押へられ考へ通り爲して呉れぬ」とか、又「返事は時によるさ或る一ヶ所に集め心にもなき事を已むを得ず書かざるかも知れぬ」とか云ふ意味の書面も大分有之、尙諸子の内には或は亂暴なる他人の爲に左右され居る向もあるやに見受けらるるも、諸子が初め他の煽動脅迫により餘儀なく捺印したる誓約書の如きは反古紙同様のものにて何等夫等は顧慮するの必要なく、尙此際各自の自由意志を妨ぐるが如き煽動脅迫を爲す者あらば、其人名を會社に申出でられたし。會社は直ちに絶対秘密を以て相當處置を執るべきを以て、二十五日より各自心を安んじて就業し社長の歸朝を待たれんことを切望す次第なり。右及通知候也

追て此書面は已に返事到着の向へも左様御含みありたく候

大正十年七月二十三日

株式會社 川崎造船所

之に對し爭議團が「同盟罷工敢行」を決議して一般職工をして罷業を繼續せしめんとするの策を執れる事は前述の如し。會社側は爭議團の此の努力に對抗して全力を切崩しに注ぎ茲に二十四日は端なくも勞資の白熱化せる争鬭演ぜられ到る處に奇襲、逆襲行はれたり。

一時爭議團との諒解を得て提携的行動を執らんとせし例の工、伍長等約三百名は全く爭議團と離れ

て別個の活動を爲す事となり二十四日山崎銀次、鍋島龜吉の兩氏を筆頭に各姓名を列記し美濃紙大の奉書に左の如き文言を認め、第一區より第五區までの各爭議事務所に宛て保安委員の手を経て通達せり。

急 告

二十一日より平日の如く就業せよ。向ふ五日間には何等かの要求を容れて貰ふやう會社側へ交渉する。八ヶ條中一二ヶ條は到底不可能と考へるが其他に歩増し等には暫つて色を付けさせる。若し會社側にして要求を容れぬ場合は我々一同總辭職をする決心であるから我等を信じて二十五日から業に就け」

爭議團本部にては工、伍長團は更に總員舉りて「最高幹部會に於て二十五日より一齊に出勤就業すべく決議せり」と稱して職工自宅を戸別に訪問しつゝありとの報に接して之が防禦戰を策すべく、急遽最高幹部を召集し、午後四時より幹部會を開催、左記決議を爲すと同時に取敢へず要所々々に左の如き揭示を爲したり。

急 告

或る工場長にして最高幹部の承認を得しものなりと稱し種々なる事を通知し居る由なるも實行委員よりの報告の外信用す可らず。

各 位

川 崎 争 議 團